

令和7年度税制改正のポイント

令和7年度税制改正目玉は、何といても103万円の壁の引き上げです。働き手不足を解消するため、いわゆる年収の「103万円の壁」を178万円に引き上げることについて、自由民主党など3党で合意がありました。令和7年度の改正では、123万円(特定扶養親族の場合150万円)まで年収の壁が引き上げられました。

その他、主な改正項目は次のとおりです。

個人向け…「退職所得控除の調整期間の拡大」

「確定拠出年金の拠出限度額等の引上げ」

子育て世帯の「住宅ローン控除等の延長」「生命保険料控除の拡充」

法人向け…「中小法人等の軽減税率の延長等」

「中小企業経営強化税制の延長及び見直し」

基礎控除の引き上げ

物価が上昇している昨今、基礎控除の額が定額であることにより、実質的な税負担が増えるという問題がありました。今回の改正では、令和7年分より、本人の合計所得金額が2,350万円以下の基礎控除が10万円引き上げられます。

【図表】基礎控除額

本人の合計所得金額	所得税	
	現行	改正案
2,350万円以下	48万円	58万円
2,400万円以下		48万円
2,450万円以下	32万円	
2,500万円以下	16万円	
2,500万円超	0円	

給与所得控除の引き上げ

賃金が上昇しても、給与所得控除の最低保障額である55万円が適用される給与収入の場合には、控除額が変わらず実質的な税負担が増えるという問題がありました。

今回の改正では、令和7年分より給与所得控除の最低保証額が10万円引き上げられ65万円となります。

【図表】給与所得控除額

給与収入(A)	現行	改正案
162.5万円以下	55万円	65万円
180万円以下	$A \times 40\% - 10$ 万円	
190万円以下	$A \times 30\% + 8$ 万円	$A \times 30\% + 8$ 万円
360万円以下		$A \times 30\% + 8$ 万円
660万円以下	$A \times 20\% + 44$ 万円	
850万円以下	$A \times 10\% + 110$ 万円	
850万円超	195万円	

基礎控除と給与所得控除の引き上げにより、所得税が課税されない給与収入額は、103万円から123万円へ拡大しました。

扶養控除等の所得要件の引き上げ

基礎控除が58万円に引き上げられたことに伴い、令和7年分以降、配偶者控除、扶養控除、障害者控除やひとり親控除、勤労学生控除等における、配偶者、扶養親族、勤労学生本人等の所得金額要件につき、10万円ずつ引き上げられます。

また、19歳から23歳までの子等(特定扶養親族)についての控除が大幅に見直しされます。

改正前は特定扶養親族にかかる扶養控除63万円を受けるためには、その子等の給与収入額が103万円以下でないといけませんでした。改正後は、子等の給与収入が150万円まで引き上げられ、150万円を超えたとしても188万円までは給与収入額に応じて段階的に控除を受けることができます。

【図表】扶養控除等の所得要件

控除の種類	所得控除額(所得税)	所得要件				
		区分	原行	改正案		
配偶者控除	最高38万円(70歳以上最高48万円)	本人	1,000万円以下			
		配偶者	48万円以下	58万円以下		
配偶者特別控除	最高38万円	本人	1,000万円以下			
		配偶者	48万円超133万円以下	58万円超133万円以下		
扶養控除	一般扶養親族(16~18歳、23~69歳)	扶養親族	48万円以下	58万円以下		
	老人扶養親族(70歳以上)				同居老親	58万円
	特定扶養親族(19~22歳)				その他	48万円
	特定親族特別控除	特定扶養親族		58万円超123万円以下		
障害者控除	一般障害者	配偶者又は扶養親族	48万円以下	58万円以下		
	特別障害者				27万円 40万円(同居75万円)	
寡婦控除	27万円	本人	500万円以下			
		扶養親族	48万円以下	58万円以下		
ひとり親控除	35万円	本人	500万円以下			
		生計一にする子	48万円以下	58万円以下		
勤労学生控除	27万円	勤労学生である本人	75万円以下	85万円以下		